

【論文】

親子二世帯の居住関係からみた 隠居慣行の継承と変容に関する研究

船越正啓*

The study on continuity and variation of retirement house's custom through living territory in pair house for aged parents and their heir's family.

Masahiro FUNAKOSHI *

Abstract - This paper purposes making clear that the present dwelling circumstances for aged parents and their heir's family have had variety and, the variety have influenced the dwelling circumstances of parents and their heirs in the place where have many retirement houses.

Keywords - retirement house's custom, pair house for aged parents and their heir's family
next door type house, type of living territory, continuity and variation, aspect

1. はじめに

わが国において親子の居住形態の主流をなしてきたものは同居である。しかし、戦後、民法改正による「イエ」制度の廃止に伴う均分相続や家族員の個人化などを背景に夫婦単位制の家族が成り立ち、同居は年々減少の傾向にある。といっても同居が全く消滅したわけではなく、親夫婦が若い頃からの一貫した同居や生涯型同居は激減しているものの、親夫婦の加齢に伴う要介護期や死別後の孤立期に引き取る形での途中同居や生涯同居は依然としてかなりの割合を占めている。

一方、棟を分けることにより、お互いのプライバシー保持および余計な相互干渉や軋轢を回避し易く、かつ同一敷地に居住することにより、日常生活あるいは火急の際の相互協力と助け合いおよびふれ合いや交流が容易に行えるなど、生活の独立性に有効に対応できる隣居や近居は増加の傾向にある。

このように親子の居住形態は分離志向が優勢であるものの、電話連絡、様子見(立ち寄り)、相互訪問などによって、親子の親しい関係は持続しようとしている。つまり形態としては同居を避けながらも、情緒的關係は同居に近いものを維持できる居住関係を志向している。すなわち親子の居住形態・居住関

*建築学科

係はかなり変化・多様化している。

ところで隠居慣行が継承されている地区においても、社会的・経済的条件の変化、生産・生活の合理化や近代化に伴い変質を余儀なくされ、親子の居住形態は従来の多数を占めていた「同居を経た隣居」に加えて、「同居を経た近居」「一貫した隣居」「一貫した近居」「近居を経た隣居」「一貫した同居」などがみられ、親子の居住形態・居住関係は変化・多様化している。本研究は隠居慣行地区における親子の居住形態・居住関係の変化から隠居慣行の継承と変容を明らかにするものである。

2. 調査および調査地区の概要

調査概要は表-1に示すとおりである。調査地区の概要は既報^{*1}で述べているとおりである。なお、本報告において長崎県壱岐郡郷ノ浦町渡良西地区、宮崎県えびの市今西地区、宮崎県南那珂郡南郷町榎原地区は分析対象から割愛した。

表-1 調査概要

調査地区		第1次調査	第2次調査
諸吉地区	長崎県壱岐島	1993年8月3日～4日	2001年11月3日～4日
片山地区	長崎県壱岐島	1993年8月2日～3日	2001年11月3日～4日
野々切地区	長崎県福江島	1995年9月30日～10月3日	2002年2月23日～24日
大浜地区	長崎県福江島	1995年9月30日～10月3日	2002年2月23日～24日
大海地区	大分県姫島	1996年10月28日～31日	2002年2月10日～11日
盛地区	愛媛県大三島	1994年8月1日～3日	2002年3月12日～13日
国府地区	三重県阿児町	1994年11月22日～26日	2002年8月24日～25日
船越地区	三重県大王町	1994年11月22日～26日	2002年8月24日～25日

3. 居住形態の変化パターン

今日の親子の居住関係の多様化の波を受け、隠居慣行地区における親子の居住形態はどのように変化しているのだろうか。

まず、親子の居住形態の変化パターン(表-2)をみると、「続棟→近居」「同棟→近居」「近居→分棟」「同棟→分棟」「近居→続棟」「分棟→続棟」「同棟→続棟」「近居→同棟」「分棟→同棟」の9パターンと「一貫した近居」「一貫した分棟」「一貫した続棟」「一貫した同居」を合わせて13パターンとなる。それぞれの変化の過程とその要因について述べる。なお、複数回住み替えを行った場合の親子二世帯居住開始時の居住形態は、現在の居住形態に移行する直前の居住形態とした。

まず「同棟→分棟」は、子が結婚した当初はまだ祖父母(大隠居)が健在で、親世帯が隠居屋に移住できない。隠居屋がないあるいは老朽化し使用できない。隠居屋の建設資金が準備できるまで、あるいは隠居屋完成までの一時的な同居。嫁や婿養子に家風、しきたり、習慣などを学ばせる。親夫婦が若く隠居する年齢に達しておらず、また子夫婦も共働きで家に不在で、家の実権が依然として親にある等々、当初は同棟居住を行っていたものが、大隠居の死亡、親夫婦の加齢、孫の誕生と成長、隠居屋の更新などにより、結婚後数年を経て分棟化している。

次に「同棟→近居」と「続棟→近居」は敷地条件から分棟化できずに、もしくは相互独立した生活を確保するために、別敷地を求め、近居となっている。

「同棟→続棟」は「同棟→分棟」と、ほぼ同様の経過を経たものであるが、同棟時に一体化してしまった両世帯の食事・だんらん、入浴などの日常生活を分棟化してもそのまま維持しやすいように、本家と隠居屋を連結している。

同じ続棟化でも「近居→続棟」と「分棟→続棟」はやや事情が異なる。親が高齢化し、身の回りの世話、介護や火急の際の対応が重視されており、世代の後期に出現する変化である。

「近居→分棟」もほぼ同様の経過を経たものであるが、近居時の相互独立した生活を維持するために同棟化・続棟化せず、分棟化している。

「近居→同棟」と「分棟→同棟」は、高齢化した親のケア、身近にいることによる精神的な安心感、二重経済の解消などにより同棟化している。

「一貫した同棟」は家計上の有利性、隠居屋の維持・更新が不要、身近にいることによる精神的な安心感が得られ、相互扶助が容易に行えるなど、親子両世帯に若干の相互干渉や軋轢はあっても、別居に移

行し辛い。

一方「一貫した分棟」は、棟を分けることにより、お互いのプライバシー保持および余計な相互干渉や軋轢を回避し易く、かつ同一敷地に居住することにより、日常生活あるいは火急の際の相互協力と助け合いおよびふれ合いや交流が容易に行えるなど、生活の独立性に有効に対応できる。

「一貫した続棟」は、本家と隠居屋の往来を容易に行うために連結したもので、その結果、分棟と同棟の利点を合わせ持つことになり、他の居住形態に移行し辛い。

「一貫した近居」は親子が別敷地に居住するため、親子の関係は他の居住形態に比べ疎遠となるものの、生活の独立性を最も確保できるため、同棟化・分棟化しない。

4. 隠居慣行の継承と変容およびその要因

次に親子の居住形態の変化から、隠居慣行の継承と変容を地区毎にみている。

4.1 船越地区

全18例中7例(38.9%)が「一貫した近居」で、「同棟→近居」の4例(22.2%)を加えると、「近居」が11例(61.1%)と過半数を占め、かつての隠居分家を彷彿とさせる隠居慣行を色濃く継承している。なお、「近居」の11例中6例は、本家に子世帯が居住せず、子世帯は新たな土地に新築し居住している。また「分棟」が6例(33.3%)みられ、隠居屋を建設すると前庭がなくなるような狭小な敷地にもかかわらず隠居屋を建設し、相互独立した生活を行っている。このような親子の居住関係を可能としているのは、全18例中11例(61.1%)が親夫婦どちらか一方が有職であり、親世帯が経済的に自立しているからであると考えられる。同棟居住から「近居」と「分棟」へそれぞれ4例移行している。敷地条件が大きな要因ではあるが、親夫婦の年齢が「同棟→分棟」の方がやや高齢であり、親が高齢化するほど子世帯と身近な居住を志向していると考えられる。また「近居→同棟」の1例は高齢で病弱な親夫婦の介護のため同棟居住に移行したものであり、「近居→分棟」の1例は高齢な親の世話のため、借家居住であった子世帯が親元に新築したものである。

4.2 国府地区

全18例中「分棟→続棟」の1例(5.6%)を除いた残り17例(94.4%)すべてが「分棟」で、その内「一貫した分棟」が9例(50.0%)、「同棟→分棟」が8例

表-2 居住形態の変化パターン

居住形態の変化		地区	船越	国府	野々切	盛	片山	諸吉	大海	大浜	合計
近居	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	7 (38.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.0)	0 (0.0)	14 (7.6)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	4 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (13.0)	7 (3.8)
	小計		11 (61.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (14.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.0)	3 (13.0)	22 (11.9)
分棟	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	1 (5.6)	9 (50.0)	9 (47.4)	10 (29.4)	3 (20.0)	19 (67.9)	12 (40.0)	8 (34.8)	71 (38.4)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	1 (5.6)	0 (0.0)	6 (31.6)	1 (2.9)	1 (6.7)	0 (0.0)	9 (30.0)	4 (17.4)	22 (11.9)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	4 (22.2)	8 (44.4)	2 (10.5)	8 (23.5)	5 (33.3)	1 (3.6)	3 (10.0)	2 (8.7)	33 (17.8)
	小計		6 (33.3)	17 (94.4)	17 (89.5)	19 (55.9)	9 (60.0)	20 (71.4)	24 (80.0)	14 (60.9)	126 (68.1)
統棟	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	1 (0.5)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (5.9)	1 (6.7)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	4 (2.2)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	0 (0.0)	1 (5.6)	1 (5.3)	5 (14.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	8 (4.3)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	1 (3.6)	0 (0.0)	1 (4.3)	4 (2.2)
小計		0 (0.0)	1 (5.6)	1 (5.3)	7 (20.6)	3 (20.0)	1 (3.6)	3 (10.0)	1 (4.3)	17 (9.2)	
同棟	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	2 (5.9)	3 (20.0)	5 (17.9)	0 (0.0)	3 (13.0)	14 (7.6)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	1 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	2 (1.1)
	親子二世帯居住開始 → 現在	近居 棟居住 分棟居住 統棟居住	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	2 (7.1)	0 (0.0)	1 (4.3)	4 (2.2)
	小計		1 (5.6)	0 (0.0)	1 (5.3)	3 (8.8)	3 (20.0)	7 (25.0)	0 (0.0)	5 (21.7)	20 (10.8)
合計		18 (100%)	18 (100%)	19 (100%)	34 (100%)	15 (100%)	28 (100%)	30 (100%)	23 (100%)	185 (100%)	

注) ()内の数値は構成比(%)である。

(44.4%)を占め、隠居慣行を色濃く継承している。ただ「分棟」ではあるものの、隠居慣行である「同棟→分棟」は半数に激減し、「一貫した分棟」が「同棟→分棟」を1例上回り、これまで親子二世帯居住開始後、数年間の同棟居住を経て「分棟」に移行していたものが、今日では過半数が親との同棟居住を行わず「分棟」に移行している。これは嫁問題に対する子夫婦への親の配慮のひとつと考えられる。隠居慣行を色濃く継承している要因として、親夫が67.8歳、親婦が66.4歳と比較的若く、かつ全18例中10例(55.6%)の親夫婦のどちらか一方が有職で、かつ18例中8例が親子4人とも有職であり、経済的に自立しているからと考えられる。また地理的条件も隠居慣行を色濃く継承している要因のひとつといえそうである。

4.3 野々切地区

国府地区と同様に「分棟」が全19例中17例(89.5%)と大半を占め、隠居慣行を色濃く継承しているが、同じ「分棟」でもその変化パターンはやや異なる。両地区とも「一貫した分棟」がほぼ半数を占めるものの、次に多い居住形態の変化は国府地区は「同棟→分棟」に対して、野々切地区は「近居→分棟」である。これは野々切地区の母都市が比較的近い距離にあり、母都市に居住していた子世帯が高齢化した親のケア、家督の委譲、あるいは子世帯が子育てや経済的支援を得るために親元に戻ったからである。なお「分棟」の17例中4例は、本家に子世帯が居住せず、本家と見間違ふほどの住宅を新築し居住している(以下、逆隠居と呼ぶ)。これは現代的な隣居ともいえる。「分棟→続棟」は当初分棟であったが新本家の増改築を契機に、将来の親夫婦の介護やはきかえを考慮し、新本家と旧本家(隠居屋)を増築した部屋によって往来可能としたものである。「一貫した同棟」は親子とも高齢の老人同居とも言える世帯である。なお、嫁の出身地は他地区と異なり、当該地区外からの嫁が15/19例と多く、分棟居住は嫁問題解消のひとつになっていると推察される。

4.4 盛地区

全34例中「分棟」が19例(55.9%)と過半数を占めるものの、「続棟」が7例(20.6%)、「近居」が5例(14.7%)、「同居」が3例(8.8%)と、すべての居住形態がみられ、かつ多様な変化パターンがみられるなど、隠居慣行が変質しながらも継承されている地区である。「分棟」は「一貫した分棟」が10例(29.4%)、「同棟→分棟」が8例(23.5%)とほぼ同数、わ

ずか1例ではあるが親元に戻る「近居→分棟」が1例(2.9%)みられる。「近居」が5例、「続棟」が7例と比較的多くみられるのは、農漁村特有の狭小な敷地によるものであるが、「続棟」の7例のうち5例を占める「分棟→続棟」の親夫婦は後期高齢者が多く、健康状態を配慮した、往来し易い「続棟」を選択している。なお「近居」の5例のうち3例は本家に子世帯が居住せず、親が居住している。

親夫の職業をみると「近居」の5例はすべて有職、「分棟」は19例中14例(73.7%)が有職、「続棟」と「同棟」はすべて無職であり、居住形態と職業に相関が認められ、経済的な条件が親子の居住関係に大きな影響を与えている。

4.5 片山地区

「近居」はみられないものの、盛地区と類似した居住形態の変化がみられる地区である。全15例中「同棟→分棟」が5例(33.3%)、「一貫した分棟」の3例(20.0%)と「近居→分棟」の1例(2.9%)を加えた「分棟」が9例(60.0%)と過半数を占める。「同棟→続棟」の2例(13.3%)は手狭になった本家に隠居屋を建設したもので、同棟時に一体化した両世帯の食事・だんらん、入浴などの日常生活を分棟化してもそのまま維持しやすいように、本家と隠居屋を連結している。「一貫した同棟」の3例(20.0%)は、親が若く実権が親にあり、まだ家督を渡していない、超高齢の祖母の身の回りの世話および敷地条件からの同棟居住である。なお、親夫は68.7歳、親婦は71.1歳と比較的若く、親夫婦は農業以外に就労し比較的安定した収入を得ている。また、子夫婦は夫婦同職の自営業が多く、親子ともに安定した収入を得ている。隠居慣行が変質しながらも継承されている地区である。

4.6 諸吉地区

全28例中「一貫した分棟」が19例(67.9%)、「同棟→分棟」の1例(3.6%)を加えた「分棟」が20例(71.4%)を占めるものの、「一貫した同棟」が5例(17.9%)、「分棟→同棟」の2例(7.1%)を加えると「同棟」が7例(25.0%)を占め、隠居慣行を継承しながらも、かなり変質している地区である。かつては地域特有の親子共用の付属舎(釜屋)で、食事や団欒を行っていたが、本家にDKを確保したり、本家の新築を契機に隠居屋をたたみ、その跡地をも利用し、度重ねる更新を行わなくて済むように本格的な本家を建設している。なお、大半の世帯において、親子の家計は同計で、食事は共食である。親子の居住関係は見掛

け上、分棟居住であっても、生活の内実はかなり一体的で同居に近いものに変化している。

4.7 大海地区

全30例中「一貫した分棟」が12例(40.0%)、「近居→分棟」が9例(30.0%)、「同棟→分棟」が3例(30.0%)、これらを合わせた「分棟」が24例(80.0%)を占めている。なお「分棟」の24例中7例は逆隠居である。「近居→分棟」の9例(30.0%)は母都市で借家居住をしていた子世帯が、高齢化した親のケア、家督の委譲、もしくは子世帯が子育てや経済的支援などを得るために、親元での分棟居住に移行したものである。「一貫した近居」が3例(10.0%)みられ、そのうち2例は子世帯が新たな敷地に新築し居住している。「続棟」が3例(10.0%)みられ、そのうち2例は近居と分棟からである。「同棟」はまったくみられず、ほぼ全ての世帯は親子それぞれ独立した生活である。なお、かつては、親子の居住形態は現在と同じ分棟居住であったが、親子の食事は親子同職(漁業)からであろうか、共食であったものが、現在では約半数が別食となっている。就労状況をみると親夫婦のどちらか一方が有職である世帯は73.3%(30例中22例)を占めており、親世帯は経済的に自立している。また平均年齢は親夫69.5歳、親婦67.9歳と比較的若い。

4.8 大浜地区

前述した野々切地区と肩を並べるように隣接し、かつ周辺地区も野々切地区と同様に親子の居住形態は分棟居住であるにもかかわらず、戦前までは同棟居住であった地区である。全23例中14例(60.9%)が分棟居住で、そのうち「一貫した分棟」が8例(34.8%)、「近居→分棟」が4例(17.4%)、「同棟→分棟」が2例(8.7%)である。また「同棟→近居」も3例(13.0%)みられ、かつてこの地区の親子の居住形態であった「同棟」はわずか5例(21.7%)にすぎず、親子の居住形態は大きく変化している。また、半農半漁の集落であり、戦後間もない頃までは農業もしくは漁業の親子同業であったと推察されるが、母都市である福江市まで6kmと比較的近く、現在では子夫の職業は給与所得が23例中13例と過半数を超えており、様相が変化した要因のひとつとして就業構造の変化が考えられる。

5. 隠居慣行の継承と変容の様相

以上、各地区における親子の居住形態の変化から隠居慣行の継承と変容についてみてきた。その様相

は4つのタイプに大別できる。

5-1 タイプI 隠居慣行を色濃く継承

隠居慣行を色濃く継承しているものの、居住形態が異なるため、2つに分けられる。

5-1-1 タイプI-1 隠居慣行を色濃く継承(近居)

隠居分家を彷彿とさせる近居および分棟が大半を占め、同棟は極わずかしかみられず、隠居慣行を色濃く継承している。ただ、同じ近居であっても、近居への変化パターンは異なり、近年「一貫した近居」が増加傾向にあり、「同棟→近居」の2倍弱みられる。また、親が若く実権がまだ親にある場合、本家を譲らず、子世帯が別敷地に新築するケースが増加しているなど、隠居慣行を色濃く継承しながらも、その継承は一様ではない(船越地区)。

5-1-2 タイプI-2 隠居慣行を色濃く継承(分棟)

分棟が約9割を占め、隠居慣行を色濃く継承している。国府地区と野々切地区が該当し、両地区とも「一貫した分棟」が約半数を占めるものの、残り半数の分棟への変化パターンは異なる。

国府地区は続棟の1例を除いた分棟の8例すべてが「同棟→分棟」に対して、野々切地区は続棟と同棟の各1例を除いた分棟の8例のうち「同棟→分棟」は2例で、国府地区でみられない子が親元へあるいは子が親を引き取る形での「近居→分棟」が6例みられる。また両地区では逆隠居がみられるが、国府地区は子世帯が新築の隠居屋に居住する1例のみに対して、野々切地区は隠居屋居住はみられず、4例すべて本家と見間違ふほどの立派な新築住宅に子世帯が居住している。

5-2 タイプII 隠居慣行が変質しながらも継承

分棟が約6割を占めるものの、続棟が約2割、同棟と近居がそれぞれ1~2割を占め、すべての居住形態がみられ、隠居慣行が変質しながらも継承されている。盛地区と片山地区が該当する。

両地区とも分棟が約6割、かつ分棟への居住形態の変化パターンは酷似しているが、「分棟」以外の居住形態およびその変化パターンは大きく異なる。まず「近居」は、盛地区では「一貫した近居」と「続棟→近居」が2割弱みられるものの、片山地区ではまったくみられない。なお、盛地区の近居5例中3例は子世帯が別敷地に居住している。次に続棟は両地区とも2割を占めるものの、変化のパターンは異なり、盛地区は「分棟→続棟」が比較的多く、また同棟にお

いても「分棟→同棟」がみられ、その時々の子の状況に対応した居住形態へ移行している。一方、片山地区における続棟は事例数は少ないものの「同棟→続棟」が3例中2例を占め、分棟化しても日常生活は現状維持しようとする意志が窺える。同棟は盛地区では1割に満たないが、片山地区では「一貫した同棟」が2割みられる。以上、両地区は様々な居住形態の変化パターンがみられものの、親子の居住形態は分離志向が優勢であり、隠居慣行が変質しながらも継承されている。

5-3 タイプⅢ 隠居慣行を継承しながらも大きく変化

近居はみられず、続棟がわずか1例、分棟が約7割を占めるものの、同棟が3割弱と多い。かつては同棟居住を経て分棟居住に移行していたが、現在は「一貫した分棟」が大多数を占め、「同棟→分棟」はわずか1例である。同棟は「一貫した同棟」が7例中5例、「分棟→同棟」が7例中2例で、二重経済の解消のためであろうか、本家新築の際、隠居屋をたたみ、本格的な本家を建設している。また地域特有の親子共用の付属舎(釜屋)で、食事や団欒を行っており、同計・共食の世帯が大半である。親子の居住形態は見かけ上、分棟居住であるが、生活の内実はかなり一体的で同居に近いものに変化しており、隠居慣行を継承しながらも大きく変化している(諸吉地区)。

5-4 タイプⅣ 隠居慣行が大きく変化

5-4-1 隠居慣行が大きく変化(食事)

分棟が8割と多数を占め、近居と続棟がそれぞれ1割、同棟はまったくみられず、親子の居住関係は分住で、その変化パターンは多様である。かつては同棟居住を経て分棟居住に移行していたが、現在は同棟を経た変化は「同棟→分棟」(1割)のみで、全体の9割は同棟を経ることなく、当初から分住し、生活の独立性を確保している。一方「近居→分棟」が3割、「近居→続棟」と「分棟→続棟」がそれぞれ1例みられ、子世帯が親元に戻り、親をサポートあるいは親から子育てや経済的援助を受けるなど相互扶助が行われている。また現代的な隣居ともいえる逆隠居が、分棟の24例中7例と多くみられ、近居の3例中2例は子世帯が本家とは異なる別敷地に居住している。また、かつて親子の居住関係は分住でありながら、親子の食事は共食であったが(消極的な隣居)、近年は別食(積極的な隣居)に変化している。このように多様な居住形態の変化パターンがみられ、また親子の食事形態が変化するなど、隠居慣行が大きく変化している(大海地区)。

5-4-2 隠居慣行が大きく変化(居住形態)

前述の盛地区と同様に様々な居住形態の変化パターンがみられ、分棟が6割と最も多く、次に同棟が2割強、近居が1割強、続棟はわずか1例である。最も多い「一貫した分棟」に「同棟→近居」「同棟→分棟」「同棟→続棟」を加えた、生活の独立性が確保しやすい居住形態への変化が約6割を占めるものの、「近居→分棟」「近居→同棟」「分棟→同棟」「一貫した同棟」が約4割弱を占めている。なお、この地区の親子の生活は、戦前まで同棟・同計・共食であったが、戦後、周辺地区からの影響、嫁問題などから分棟・別計・別食に大きく変化している。また、この地区でも現代的な隣居と言える逆隠居が分棟で14例中3例、続棟で1例中1例みられ、近居の3例中2例は子世帯が本家とは異なる別敷地に居住している(大浜地区)。

6. まとめ

1. 隠居慣行地区における親子の居住形態の変化パターンは以下の13パターンとなる。
「続棟→近居」「同棟→近居」「近居→分棟」
「同棟→分棟」「近居→続棟」「分棟→続棟」
「同棟→続棟」「近居→同棟」「分棟→同棟」
「一貫した近居」「一貫した分棟」
「一貫した続棟」「一貫した同居」
2. 隠居慣行の継承と変容は4タイプに大別できる。
①色濃く継承 ②変質しながらも継承
③継承しながらも大きく変化 ④大きく変化
3. 隠居慣行における親子の居住形態は「分棟居住」を共通としていたが、隠居慣行が継承される中で、より独立性が高い「近居」、高齢化した親のケアおよび子育てや経済的な支援ができる「同棟居住」、分棟に比べ往来が容易な「続棟居住」の出現および本家に親世帯、隠居屋もしくは新宅に子世帯が居住する、隠居とは正反対の居住形態(逆隠居)の出現など、隠居慣行が継承される中で変容している。

参考文献

1. 船越正啓・上和田茂
親子二世帯の居住領域構成からみた隠居慣行の継承と変容に関する研究
九州産業大学工学部研究報告 第37号 2000年
2. 青木正夫・上和田茂・船越正啓
隠居慣行からみた親子二世帯住宅に関する研究
その1～13 日本建築学会九州支部研究報告
1993年～1996年